



情報提供

令和8年5月22日

神栖市 生活環境部 廃棄物対策課

課長 菅野 裕之

担当 課長補佐 菅崎 保

電話 0299-90-1148

神栖市指定ごみ袋の価格改定及び臨時措置について

市指定ごみ袋につきましては、近年の原材料費や運搬費などの高騰により、6月1日から価格の改定をおこないます。

販売店における受注及び配送については調整のうえ対応しているところですが、販売店において指定ごみ袋の入手が困難な方へ、現在、臨時措置を実施しています。

記

1 指定ごみ袋の販売価格（販売店における上限額）

種別	容量	現行価格（税込） 5月31日まで	改定後価格（税込） 6月1日から
家庭用 （可燃・不燃ごみ用）	45ℓ（20枚入り）	275円	358円
	30ℓ（20枚入り）	209円	292円
	20ℓ（20枚入り）	132円	215円
事業者用 （可燃・不燃ごみ用）	90ℓ（10枚入り）	220円	262円
	45ℓ（20枚入り）	275円	358円

2 臨時措置の内容

指定ごみ袋を入手できない方（事業者を含む）に限り、次の規格を満たす袋であれば、ごみ及び資源を集積所に出すことや、市内のごみ処理施設に搬入することが可能（事業系ごみは、集積所に出せません）。

※ 期間については、5月30日（土）までから、10月31日（土）まで延長を行う

色・素材	透明または半透明で、中身の見えるポリ袋
大きさ	家庭系ごみ：20～45ℓのもの 事業系ごみ：45～90ℓのもの
袋への記載事項	収集品目を袋に記載 【例】・可燃ごみの場合は、「可燃」や「可」など ・不燃ごみの場合は、「不燃」や「不」など ・資源（プラスチック類）の場合は、「プラ」など
臨時措置の期間	5月12日（火）～10月31日（土） ※指定ごみ袋の供給状況に応じて、期間を延長する場合があります。
注意事項	コンビニやスーパーなどの乳白色のレジ袋等は、中身を確認できないため、使用することはできません。